

掛川市告示第20号

掛川市排水設備指定工事店条例（平成17年掛川市条例第102号）第10条第2項第1号の規定に基づき、次のとおり掛川市排水設備指定工事店の指定の効力を停止する。

令和3年3月18日

掛川市長 松 井 三 郎

1 指定工事店の住所、名称及び代表者名

掛川市大坂1020番地の1

有限会社 静管興業

取締役 森下 覚

2 効力停止の理由

次に掲げる規定に違反したため

(1) 掛川市公共下水道条例（平成17年掛川市条例第97号）第8条及び第9条の規定

(2) 掛川市排水設備指定工事店条例第6条第2項第6号の規定

3 効力停止期間

令和3年3月18日から令和3年4月17日まで